

# 奈良県職員採用に係る戦略的広報展開業務委託仕様書

## 1. 業務名

奈良県職員採用に係る戦略的広報展開業務

## 2. 目的

公務員志望者はもとより民間志望者や転職を検討している求職者を対象に、奈良県職員の業務内容や採用情報等を周知し、県で働く魅力を伝える動画を制作する。

また、採用専用 SNS を開設し、当該 SNS 等を活用して採用情報を発信することにより、県での就労意欲を喚起し、多様な人材の確保につなげる。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 4. 業務内容

### (1) 職員採用 PR 動画の制作・配信

より多くの求職者に県で働く魅力を伝え、就労意欲の喚起を図るため、本県を紹介する動画の制作・配信を行う。

全体のコンセプトや構成、1 本あたりの動画の長さ等については、県と協議・調整した上で、最終的に決定すること。

なお、既存のコンテンツ（既存の動画、奈良県職員採用情報サイト等）も十分確認・活用の上、デザインや見せ方、種類、内容等を工夫すること。

### 【参 考】

- ・ 既存の動画（奈良県人事委員会事務局 YouTube）  
<https://www.YouTube.com/channel/UCBHnM9EFKkuMni1sL-GK0Yg>
- ・ 奈良県職員採用情報サイト  
<https://www3.pref.nara.jp/narakensaiyou/>

### ① 制 作

- ・ 種 類： (i) 県（全体）の紹介動画  
(ii) 採用職種別動画
- ・ 制作物： (i) 1 種類以上  
(ii) 5 種類以上
- ・ 動画の長さ： 1 種類毎に以下の制作を想定

- ・長編動画（フル・3分程度）
- ・短編動画（ダイジェスト・30秒程度）

(i) 県（全体）の紹介動画

- ・趣 旨：県職員の業務を広く紹介し、県で働く魅力等を伝える動画。  
令和5年度に制作した県（全体）の紹介動画を活かしつつ、新たな視点から県の業務、やりがい等を紹介し、県で働く魅力を伝えることで、求職者の興味を引くメッセージ性のあるPR動画とすること。
- ・出演者：指定しない  
※県職員のみならず、県職員以外（著名人、内定者、OB・OG等）の登用等も含め、県と協議の上決定すること。

【参 考】 令和5年度に制作した県（全体）の紹介動画

(Full ver.) <https://www.youtube.com/watch?v=M6ZumvhXAw4>

(Short ver.) <https://www.youtube.com/watch?v=W3Gykh5VosM>

(ii) 採用職種別動画

- ・趣 旨：採用職種別に業務や働き方、キャリア等を紹介し、県で働く魅力等を伝える動画。  
求職者が受験を希望・検討している職種の動画を視聴することで、具体的に県で働く姿をイメージできるPR動画とすること。
- ・職 種 例：行政、土木、農業土木、建築、化学、農学、林学 等
- ・出演者：県職員

② 配 信

- ・動画の再生回数を高めるための方策として、広報媒体の活用、インターネット等での広告掲載、動画配信サービス等での展開による情報チャンネルの構築などの手段を具体的に提案すること。
- ・YouTube及び新たに開設するInstagramにおいて、制作した動画を委託期間中に配信すること。
- ・受託者が所有するSNSにおいても必ず1回以上、①で制作した動画を配信すること。
- ・撮影した映像を元に、加工や編集、テロップの挿入等により、YouTubeや各種SNS等への掲載に使用する各動画のサムネイル用画像を作成すること。
- ・各種SNSで配信可能なファイル形式により納品すること。

## (2) SNSによる情報発信

より多くの求職者に県の魅力を広く伝え、就労意欲の喚起を図るため、新たに採用専用の Instagram の公式アカウントを開設し、ターゲットに対して採用情報等の効果的な発信を行う。

### <基本的な考え方>

- ・新たに開設する公式の Instagram アカウントを使用して、採用情報に係る広告や記事の作成・配信等、運営に関する業務を行う。
- ・作成・配信にあたっては、写真や動画等を活用し、ターゲットとなる求職者により訴求するよう、効果的な広報戦略を立てて提案すること。
- ・随時、フォロワー数やエンゲージメント数を増やすための工夫をすること。
- ・受託者が所有する SNS を活用するなど、委託金額の範囲内で本アカウントの周知を図ること。

#### ① 公式 Instagram の開設

- ・採用情報等を発信する Instagram の公式アカウントを新たに開設すること。
- ・開設後、ページ設定や連携、初期戦略の設計を行ったうえで運用を開始すること。また、プロフィール欄の作成、投稿等、アカウント運営に係る管理全般を行うこと。
- ・発信ターゲットは、20～30代等を対象とする。

#### ② 目標設定と効果測定

- ・受託者は、本事業の受託後速やかに運営目標（「いいね」やフォロワー数、クリック数等の各種分析指標等）と目標達成計画を県と協議の上決定し、委託期間中は達成に向けた施策を講じること。
- ・SNS の効果的な運用を図るため、受託者は、アカウントや投稿記事、広告の拡散状況等、ターゲット層へのアプローチについて、取組の効果を検証すること。
- ・業務遂行にあたり、受託者は、県と定期的な打合せを行うこと。その際、効果検証の結果を報告し、さらに効果が見込める提案等を行うこと。

#### ③ 広告の配信

- ・広告は、委託期間中、原則毎月配信することを想定しているが、配信にあたっては、ターゲットの属性や配信頻度等を県と協議の上決定すること。また、重要な情報等については、これによらず適時に配信することとする。
- ・委託金額の範囲内で配信できる広告の本数や期間を提案に盛り込むこと。

#### ④ 記事等の投稿

- ・記事等の作成・投稿回数は月2回以上を想定しているが、投稿にあたっては、ターゲットの属性や投稿頻度等を県と協議の上決定すること。また、重要な情報等については、これによらず適時に投稿することとする。
- ・記事の投稿のみならず、リール機能やストーリーズ等を活用し、ターゲットの興味・関心をひくよう工夫すること。
- ・ターゲット層となる求職者の多くが閲覧しやすい曜日や時間帯に投稿を行うこと。
- ・記事の作成にあたっては、投稿数の多いハッシュタグを調査するなど、多くの閲覧が見込めるように工夫すること。
- ・発注者が記事を投稿することも可能とすること。

#### (3) その他、より効果的と考えられる独自の取組

委託金額の範囲内において、前記(1)・(2)の他、制作する動画や新たに開設するInstagramを活用し、県で働く魅力を伝える効果的な独自の取組を提案・実行すること。

#### ○各種コンテンツの制作・配信等における留意事項

- ・動画や写真については、受託者において取材及び撮影を行うこと。ただし、時期により撮影が困難な場合は、県との協議により、既存の動画・写真データを使用できるものとする。
- ・広告や記事の作成にあたり、受託者において収集・撮影した写真データ等は、県に提供すること。
- ・撮影や掲載許可、会場使用などの許可申請手続の必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な申請手続き等を行うものとする。
- ・撮影・取材を実施する際、行程は県と協議のうえ計画すること。なお、県の判断により職員が同行する場合がある。
- ・撮影や編集等で必要となる資機材は受託者が用意し、使用料、出演料、謝礼、撮影の許可申請等に係る費用は、委託料に含むものとする。また、その他の費用(交通費、宿泊費、飲食費等)についても、全て委託料に含むものとする。
- ・職員の属性等を考慮し、バランス良く取り上げて制作すること。
- ・SNSでの情報発信にあたっては、使用する各種SNSの利用規約を遵守した上で、必ず事前に県による確認及び承認を受けること。
- ・いわゆる「炎上」が発生した場合は、直ちに県に状況を報告し、適切な対処すること。

## 5. 業務完了報告等

受託者は、業務完了時には、以下のものを電子データにて提出すること。

- ① 業務完了報告書
- ② 実施結果報告書
- ③ 動画データ・サムネイル画像 一式
- ④ SNS による情報配信の公開キャプチャ 一式
- ⑤ 制作した動画一式
- ⑥ その他、本業務実施に関連する資料

※①～⑥の全てを USB もしくはそれに準ずるものにより、県に成果品として提出すること。

※②には、具体的な取組内容及び結果、効果検証、今後の課題等を必ず記載すること。

※本業務を実施する過程で撮影した動画・写真についても、県が指定するものについては同様に提出すること。

・納期：令和7年3月31日

・納入場所：奈良県総務部行政・人材マネジメント課

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30

## 6. 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務においては、著作権等の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴う成果物の所有権及び著作権等は、全て県に帰属する。
- (3) 県は、自ら使用するために必要な範囲において、受託者の許可なく無期限かつ無償で成果物を使用できることとする。
- (4) 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変・加工し、受託者の許可なく無償で使用できることとする。
- (5) 本業務に使用する動画、写真等について、権利を有するものを使用する場合、発生した著作権その他知的財産権に関する手続等の負担は、全て受託者が負うこと。
- (6) 受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権やその他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任を追うこと。
- (7) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (8) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

## 7. その他

### (1) 個人情報の取り扱いについて

受託者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。特に、別紙1「個人情報取扱特記事項」について留意すること。

### (2) 再委託について

受託者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画力、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

また、受託者は、本業務達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。

### (3) 公契約条例に関する遵守事項について

受託者は、奈良県公契約条例の趣旨に則り、別紙2「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

### (4) 情報セキュリティに関する遵守事項について

本業務の実施にあたっては、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に、別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

### (5) 仕様変更について

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

### (6) その他

本業務の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

### (取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

### (事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。



## 情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

### 記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること。

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)。

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること)を書面にて明示すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを知った場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。